

三重県警察認定

子ども安全・安心の店募集中！！



シンボルマーク

ボランティアの一環として、意欲的に「子供の見守り活動」や「保護活動」等をしていただけ、三重県警察認定「子ども安全・安心の店」を募集しています！

★ 要件（資格）

- 県内で営業する事業所や店舗（郵便局、美容業、ガソリンスタンド等）
 - 主に子供の通学路となっている道路に事業所を構えている等
- ※ 子供の見守り活動に賛同いただける方、大歓迎です。ご相談ください。

★ 活動内容

○ 子供の保護活動

子供が声掛けやつきまとい等により危険を感じるなどして、事業所等に駆け込んで来たときに、保護活動を行ってください。

○ 子供の見守り活動

子供の登下校時間帯に合わせ、通学路で見守り活動を行ってください。
(原則、毎月3日間以上、1回おおむね30分)

また、日頃から、挨拶や声掛けなど、子供たちと積極的なコミュニケーションを図りましょう。

○ のぼり旗等の掲出及びジャンパー等の着用

子供たちから一目でわかるように、通学路から見える場所に「のぼり旗」や「タペストリー」を掲げてください。

見守り活動時は、指定されたジャンパー、腕章等を着用してください。



○ 地域安全情報等の発信

警察が提供する犯罪情報や防犯対策情報等を、地域住民や来客等に発信してください。（回覧板や店舗への掲示等）

また、地域住民の要望等を警察に対して連絡するなど、地域における住民と警察の橋渡し的な活動を行ってください。

子ども安全・安心の店



「子ども安全・安心の店」News

見守り活動の際は、子供への積極的な声掛けをお願いします。

1 三重県内の「不審者件数」調査状況
令和5年7月未満(令和2年1月以降)

特徴として、「不審者件数」に「商店街」の要素が多く発生しており、例は、駅から車を運転して商店街を走る方向にあります。

2 令和5年全国地域安全運動の実施について
三重県では、安心して暮らせる社会の実現をめざすことを目的として、10月11日(土)に「安全の日」(祝)までの10日間、「令和5年全国地域安全運動」を開催します。

◎ 子ども女性の犯罪被害防止
◎ 犯罪的被害防止

です。
一人ひとりができる範囲で、子供たちや高齢の人を向けて見守り活動をしていただくことで、犯罪被害のリスクをつくることであります。
井掛ひな(組織)で、連携協定中の会員より活動をお願いします。

三重県警察本部 生活安全企画課 Tel 059-222-0110



子ども安全・安心の店ニュースなど

地域の子供たちの見守り活動をしませんか！

お知り合いのお店や事業所も御紹介ください！

三重県内で「子ども安全・安心の店」の輪を広げましょう！



～見守り活動の様子～

お問合せ先

三重県警察本部

生活安全企画課地域安全係

059-222-0110 (内線3037)